

プラスチック資源一括回収事業について

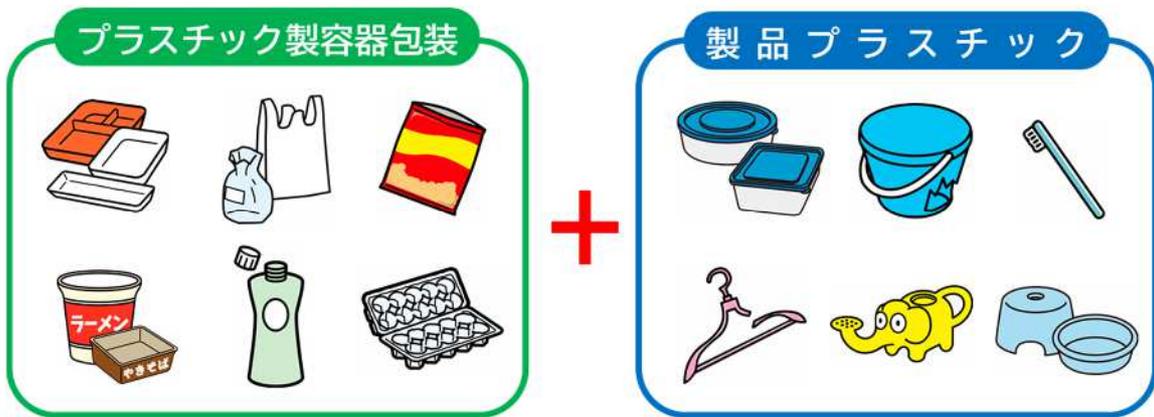
1 事業の概要

令和4年4月に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「プラスチック資源循環法」という。）において、市区町村は製品プラスチックの分別収集や再商品化に努めることとされた。

そこで本市は、令和5年10月から「プラスチック製容器包装」と「製品プラスチック」を一緒に回収する「プラスチック資源一括回収事業」を開始した。

なお、一括回収の実施は、政令指定都市としては、仙台市（令和5年4月開始）、京都市（同）に続き、3番目である。

2 市が収集するプラスチック類



3 本市のプラスチック処理施設

- (1) 受託事業者 株式会社ビートルエンジニアリング（若松区響町）
- (2) 処理内容 収集物の破袋、重量などによる選別、不適物除去、梱包圧縮の中間処理および再商品化工程における破砕（フレーク化）処理を実施

4 市民PR

令和5年7月から、市HPや市政だよりによるお知らせのほか、公共施設や商業施設へのポスター掲示などを実施。また、9月にはYoutubeでの動画配信やLINE等を通じて幅広い事業周知を実施した。

①ポスターやチラシの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設（158か所）にポスター・チラシを設置 ・市内 JR15 駅にポスターを掲示
②SNS等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・市公式 SNS による発信 ・YouTube を活用した動画広告（150 万再生） ・LINE や Google など WEB 広告（120 万表示）
③その他	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーペーパーへの記事掲載（17 万部配布） ・ごみ収集車の音声アナウンス及び車体幕（300 枚） ・外国人向けチラシの配布（3,000 枚） など

●周知ポスター



5 収集量（同時期との比較）

●令和5年10月～令和6年3月の収集量

R 5 (速報値)	R 4	増加量
3,876.6 トン	3,626.4 トン	250.2 トン

(約7%増加)

6 北九州市の再商品化計画

プラスチック資源循環法第33条に基づき、北九州市は再商品化計画（市独自のリサイクル計画）を作成。令和6年3月27日付けで、九州で初めて（政令指定都市では、仙台市に続き2番目）環境大臣及び経済産業大臣の認定を受けた。

本計画は、市が製品プラスチックを細断し、フレーク状にした後、市内のリサイクル事業者に売却するものである。売却されたフレークは、別の市内リサイクル事業者によりハンガーや教室机の引き出しなど、身近なプラスチック製品に再生される予定。

●計画の特徴

プラスチックリサイクルの見える化

家庭から集めたプラスチックは、市内で異物を取り除くなどの中間処理を行った後、容器包装リサイクル協会へ引き渡し、同協会を通じてリサイクルしていた。

今後は、市が製品プラスチックを細断し、フレーク状にした後、市内のリサイクル事業者に売却する。売却されたフレークは別の市内リサイクル事業者によりハンガーや教室机の引き出しなど身近なプラスチック製品に再生される予定。

プラスチックの地消・地循環

市民が使用し、一度役目を終えた製品プラスチックが、リサイクルされて、再び市民の生活に戻る仕組みを構築することにより、プラスチックが地消・地循環（地域で循環する仕組み）する社会を目指す。

●再商品化の流れ



参考1 処理施設



【 施設内保管場所 】



【 重量選別後の手選別作業の様子 】



【 圧縮梱包機 】



【 破碎処理設備 】

参考2 不適物の混入状況

収集物の中には、収集基準外の製品や刃物、充電式電池などの危険物が一定数含まれている。引き続き、収集基準の周知や危険物の啓発に努めていく。

●摘出された不適物



刃物やモバイルバッテリーなど



小型電子機器類